

北九州地区労連ニュース

2020年11月号 No. 169

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号

メール k_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747

ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ

あきらめずに電話して下さい

秘密厳守 労働相談ホットライン
相談無料

093-921-0747

k_roren@ybb.ne.jp

不当な雇止め撤回を

北九州埠頭雇止め問題第一回期日開かれる。

11月19日福岡地裁小倉 いします」と言われ、2回目も支部で北九州埠頭地位確認等 注意など受けていません。請求の裁判が始まりました。1

9日10時から開かれた第1 上司や会社への質問が誹謗？

期日には約40名の支援者が集まりました。

3回目の更新時に突如、課長

この事案は、北九州市の第3

から「今期で契約終了」と雇止め通知書を渡されました。増田

式会社が、門司事務所勤務し

さんは、理由を尋ねましたが、会社は「人事考課の結果、勤務

していた増田保子さんに2020

年3月末をもって一方的に成績と態度が基準に満たない」というだけで具体的な内容を

明確な理由を示さず雇止め(解雇)をしました。

示すことを拒んでいます。考えられる原因は、有給休暇

仕事の注意・指導もなく

増田さんは2017年7月

から北九州埠頭の嘱託職員として採用され2020年3月

まで北九州市の港湾施設の管理業務に従事していました。

あると注意書」を渡されたこと

雇用契約は、1年ごとの更新

で既に2回更新しています。しかし、嘱託職員が労働条件

北九州埠頭の求人広告では、

雇止めにもされる、こんなことが

最長5年間雇用されると記載

許されるなら有期雇用の労働者は、「契約更新」を人質に上

1回目の更新時には、取締役

司や会社に何も言えなくなり

から「増田さんは、市の評判も

いいので今後もよろしくお願

州市が出資する第3セクターでもありません。公共性の高い会社

社が不当な雇止めをすることは許されません。

今日の裁判では、本人の陳述

もありました。裁判の後、報告

集会を弁護士会館で開きました。支援に駆け付けた方々から

の励ましの声も多くいただきました。最後に増田さんから

「…(前略)裁判はつらいとは思

わかっていきます。しかし、あきらめようとは、辞めようとは思

いません。今後ともご支援よろしくお願ひします。」という訴

えがありました。次回期日は2021年1月

20日(水)13時30分まで

です。裁判勝利に向けた署名や裁

判傍聴などへのご協力をお願い

します。



雨あがり

コロナウィルス感染が広がる前の週末は、大型ショッピングセンターや季節ごとの観光地にしかけていたが、最近の数ヶ月間はコロナウィルス対策として人との接触をさけるために必要最低限の食料品等の買い物以外は、外出しない生活をしている。そのため家にいる時間が多くなり以前からやらなければいけないと思っていた庭の木の剪定や草取りなどの仕事がおおいにはかどっている。これから冬を迎えてコロナウィルス対策を今以上にやらなければいけないと思う。年末年始もほとんど外出しないことになると思う。ますます家にいる時間が多くなりマスクミ報道では、料理を楽しむ人やジムに行くこともできないので自宅に体を鍛える器具を購入する人もいるという報道があった。音楽業界の人が、コンサートもできないので今は自分の力を蓄える時間にするという話をしていた。私もこれを見ながら前向きに自分の力を蓄える時間になろうかと思ひ、まずは読書をはじめようかなあと思ひている。

(池)

11・3憲法集会

11月3日(火・祝)14時から小倉駅前で「平和をあきらめない北九州ネット」主催の「11・3憲法集会」が開かれました。

コロナ禍で駅頭宣伝という形で行われました。

ようやく開かれた国会でも問題となっている日本学術会議の任命拒否問題など、でたらめな政治を変えていこうと野党の議員さんなどが参加しました。立憲民主党から城井たかし衆議院議員、日本共産党から真島省三前衆議院議員、社民党から佐々木允福岡県会議員、緒方林太郎前衆議院議員のみなさんが駆け付け、それぞれがスピーチを行いました。

また、学者・研究者の立場から、神陽子九州国際大学教授が任命拒否問題について話されました。

最後に代表の前田憲徳弁護士が「今日の日を菅政権から

の転換点にしていきたいと思います。」と呼びかけました。



11・5全国統一行動

11月5日(木)は全労連の提起する全国一斉行動日でした。北九州地区労連は7時15分から戸畑駅で、18時から小倉駅で宣伝行動・チラシ配布(ティッシュペーパーに入れ)を行いました。すいぶん冷え込んできた戸畑駅頭には9月30日に行った最低賃金改定一斉宣伝の時より多くの人が行き交っていました。福建労北九州支部7名、年金者組合1名地区労連役員1名の9名で8時まで行った宣伝行動で



はティッシュペーパー約500個を配布しました。

18時からの小倉駅前宣伝では、北九市職労、JMITU、北九州地域ユニオン、北九州学嘱労、全教北九州、エフコープ生協労組、KOH労働組から9名の参加がありました。300個のティッシュペーパーは約30分でなくなりました。全労連チラシの内容でマイク宣伝も行いました。

11・7憲法共同センター ロングラン宣伝

11月7日(土)11時から13時まで小倉駅前広場で、北九州憲法共同センターの「9条改憲NO!改憲発議に反対する全国緊急署名」行動が取り組まれました。地区労連(健和会労組、年金者も含む)は自由法曹団、国民救援会などの方々と12時から13時までを担当しました。約2時間の行動に40人が参加し、57筆の署名を集約することができました。



「がんばってください。」と言ってチラシを受け取る方、足を止めて署名する方も少しずつ増えてはきましたが、コロナの影響はまだまだという印象です。敵基地攻撃能力や学術会議任命拒否の問題を主に訴えました。

地区労連新役員から決意と抱負がよせられています。

地区労連ニュースで5回に分けて掲載しています。お楽しみに。(順不同)



副議長 小橋 弘子
(JMIU TOTO)

引き続き機関紙部長を務めます JMIU TOTO 支部の小橋です。

副議長もかねています。機関紙を充実させる為各単組に活動の記事をお願いしたいのです。機関紙部員六名が一面下記の雨上がりを交代で書いています。皆様方も記事を寄せてくだされば助かります。



副議長 新屋敷浩二
(福建労)

福建労北九州支部書記長の新屋敷浩二です。

今年度も地区労連副議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

福建労は、建設に従事する職人や親方を組織する労働組合です。建設産業の民主化、賃金単価の引き上げや現場環境改善など建設業界のルールづくりと平和と民主主義を求め、労働者・国民の諸要求実現をめざす組織です。

消費増税や新型コロナの影響により事業者の経営や労働者の暮らしは大変な状況にあ

ります。アベ政権を継承する菅政権は、自助を強調し、国民のための政治を投げ捨ててい

ます。私たちは、地区労連に結集し、働く環境と暮らし、平和を守る運動を拡大発展させ社会変革を目指します。



事務局次長 今泉 礼二
(JMIU TOTO)

昨年に引き続き事務局次長に選出されました。JMIU TOTOの今泉です。よろしくお願ひします。定期入会時は門司小倉地域支部所属でしたが、9月末で解散したため、安川合同支部へ移ることになりました。福岡地方本部では、書記長を務めています。

現在は中間市にある会社で、主に安川電機向けの部品を数値制御工作機械を使って金属加工する仕事をしています。昨年から中国の景気減速や米中貿易摩擦・今年のコロナ禍の影響などにより受注量が減少しています。残業・夜勤の回数が減り、月2回の土曜日出勤も助成金をもらい休業となっております。

入社して約2年。社内の色々な問題が見えるようになって



事務局次長 日高 琢二
(健和会労組)

きたので、何かあったとき対応できるように学習・経験を積んでいきたいと思ひます。

今期より事務局次長になりました。いま社会はコロナ禍の真っ直中にいますが、多くの労働者・国民が社会のあり方としてこれまでの新自由主義に疑問符を付けています。社会を変える存在としての労働組合の真価が問われていると思ひます。社会変革に向け、これに

ふさわしい多数の力を結集するためには、全労連組織の特徴であるタテ系とヨコ系の関係で結合された地域共闘組織としての地区労連の役割は大変重要だと感じています。

これまで単産での活動が中心でしたが、この活動で培った経験を生かし、地区労連役員の一員として地域の運動で頑張りたいと思ひます。よろしくお願ひします。



幹事 大場 篤
(福建労)

今年度より新しく幹事に選出されました福岡建設労働組合北九州支部の大場篤です。

福建労の書記として1年と



幹事 早田 幸二
(小倉地区協)

北九州市職労小倉南区協議会の早田です。

昨年に引き続き地区労連幹事に任命されました。

マイナンバーカードでの特別定額給付金申請のためコロナ禍のさなかに区役所に大勢の市民が連日訪れ、ロビーは3密状態でした。現在も毎日多くの市民が訪れる中、感染予防に努めながら市民サービスを行っています。区役所では、嘱託職員や法人委託の派遣職員が増大し、正規職員が年々減少しています。その結果、職員一人ひとりの負担が増えることもイベントや防災のために夜間や休日に本来業務以外の仕事が増加し、体や心の病気で休職する職員が増えています。マ

イナンバーカード普及のための日曜開庁、出張申請には正規職員だけでなく嘱託職員や派遣職員も低賃金で休日出勤させられています。派遣職員からは、手当はいらないから休みが欲しいとの声も寄せられています。

職員は労働条件改善だけでなく、区役所で働くすべての職員の労働条件改善が必要です。地区労連に結集する仲間とともに官民一体となった運動を今後進めていくようがんばりたいと思ひます。



幹事 中田 寛昭
(KOH労働組)

昨年引き続き、幹事をさせていただきます。みなさんの熱い想いに胸打たれています。幹事会で皆さんの発言に勉強させていただきます。自分の無知さを自覚しますが、地区労連で学んだことを持ち帰って、まずは自分の労組からでも活かしていきたいと思ひます。

特に印象的だったのは、毎月報告される労働相談の取り組みです。地区労連の方々の力で救われている仲間がいることに感動しています。微力ですが、またよろしくお願ひいたします。

労働法コラム 第70回

不当解雇の際の金銭和解方法



黒崎合同法律事務所

朝隈 朱絵 弁護士

1 労働者にとって、賃金は生活の基盤をなす非常に重要なものですから、使用者が労働者を解雇できる場合は限定されており、解雇権が濫用されることはあってはなりません。このことは、労働契約法16条にも、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものととして、無効とする。」と、明記されて

います。

そして、不当な解雇がなされた場合、労働者としては、解雇の有効性を争って、その解雇が無効であると主張し、労働者としての地位の確認、解雇されて以降もらえるはずだった賃金の支払請求等を行うことができます。

2 では、仮に、解雇が権利の濫用であり無効だと労働者の主張が認められた場合、その後、労働者は、その職場に復帰して働き続けることになるのでしょうか。

もちろん、解雇が無効であり、労働者としての地位が認められれば、労働者はそれまで通り、その使用者の下で働き続けることができます。しかし、実際には、一度揉めて、場合によっては裁判にまで至った相手である使用者の下で働き続けるのはもう嫌だという労働者も少なくないでしょう。

このような実情があるた

め、実際には、解雇の有効性を巡る多くの事案は、使用者が労働者に対して行った解雇の意思表示を撤回すること、労働者に対し解決金として合意した金額を支払うことを条件に、労働契約を合意解消するという内容で解決することも多いです。

3 では、実際には、解決金としてどのくらいの金銭の支払いが行われるのか、そのような相場があれば、不当解雇事案の解決は今よりスムーズに進むでしょう。例えば、離婚事件においての婚姻費用や養育費は夫婦双方の収入によって相場の金額が算定できますし、裁判所のHPにも表が掲載されています。交通事故の入通院慰謝料も、入院・通院の期間によって、ある程度の相場が定められています。

不当解雇事件の解決金についても、上記のようなニーズを踏まえ、解雇の金銭解決

制度の導入について議論がなされているところですが、実現には至っていません。

3 もっとも、平成27年に、独立行政法人労働政策研究・研修機構が、「労働局あつせん、労働審判及び裁判上の和解における雇用紛争事案比較分析」を発表しました。この報告書は、労働局で

行われるあつせん、裁判所で行われる労働審判及び裁判上の和解の諸事案を対象とし、労働者の属性(性別・雇用形態・勤続年数・役職・賃金月額)、企業の属性(従業員数、労働組合の有無)、終了区分、時間的コスト、弁護士又は社会保険労務士の利用、事案内容、請求金額、解決内容、解決金額について比較統計分析を行っています。4 もちろん、解決金とは、使用者と労働者双方が合意し、納得できる金額を定めるべきなので、ケースバイケースではありますし、相場が出た

ところでそれに縛られる必要はありません。もっとも、相場があれば、解決の1つの指針にはなるはずですが、多数の事案が蓄積され、上記のような分析がなされて、解決金額について参考となるものが示されれば、不当解雇の解決もよりスムーズに進むのではないかと思います。

